

⚠️ ご注意ください！

令和6年12月2日から 現行の保険証は発行されなくなります

12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

☎️ 保険年金課 Tel 23-5557 (国保) Tel 23-7318 (後期)



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの人は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



マイナ保険証利用のメリット

○健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診の結果を確認できるようになります。

○限度額適用認定証の持参が不要に！

オンラインでの資格確認により、限度額適用認定証の持参が不要になります。

※マル福（医療福祉費受給者証）をご利用の場合は、現行の通り、受給者証の持参が必要です。

○医療費控除の添付書類がダウンロードできる！

マイナポータルと連携することで医療費通知の情報が確認できます。

また、ダウンロードして印刷すればそのまま医療費控除の資料としても活用できます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については市ホームページをご参照ください▶



<国民健康保険・後期高齢者医療に加入の方へ>

短期保険証の廃止について

○令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、短期保険証の仕組みが廃止されます。

短期保険証の廃止により、長期滞納がある場合、特別療養費（医療機関などの窓口負担10割）の対象者となる可能性があります。

完納が困難な場合や、やむを得ない事情により納付できないときは、早めに保険年金課までご相談ください。

該当の可能性のある人には、事前通知を送付しますので、必ずご確認ください。

8月1日から切り替わります

☎保険年金課

TEL 23-5557 (国保)

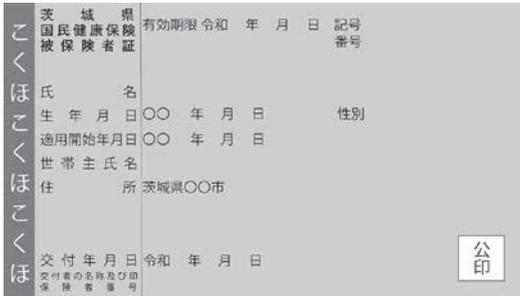
TEL 23-7318 (後期)

国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証

▼国民健康保険証

(70～74歳は

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」)



背面が**エンジ色**になります

(令和6年7月31日までは紺色)

▼後期高齢者医療被保険者証



背面が
エンジ色
になります

(令和6年7月31日
までは紺色)

保険証は簡易書留で送付します。不在票が投函されていた場合、7月31日頃までは石岡郵便局へ、8月以降は保険年金課へお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

①国民健康保険

8月以降の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が必要な場合は、あらためて申請が必要です。8月以降の受付は7月22日頃から開始します。

申請に必要なもの：被保険者証、個人番号の分かるもの、本人確認書類、収入の分かるもの(世帯中に令和5年中の所得未申告者がいる場合)、入院日数の分かるもの(区分「低Ⅱ」・「オ」の人で90日以上入院した場合)

なお、マイナ保険証を利用すれば、限度額認定証等の事前申請は不要となり高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、ぜひご利用ください。



②後期高齢者医療保険

「標準負担額減額認定証」の交付を受けており、8月以降も引き続き該当する人には、新しい「減額認定証」を被保険者証に同封して送付します。新規で交付を希望する場合、申請が必要です。

納税(納入)通知書

①国民健康保険

普通徴収(納付書または口座振替で納税)・特別徴収(年金天引き)の人は、7月中旬に「保険税納税通知書」を送付します。



②後期高齢者医療保険

普通徴収(納付書または口座振替で納付)の人…7月中旬に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。
特別徴収(年金天引き)の人…8月上旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

①・②共通

特別徴収の人は、口座振替に変更することができます。ただし、納付書払いに変更することはできません。希望する人は、金融機関と市役所の両方で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

